

2020年（令和2年）4月16日

保護者の皆様へ

明石市こども局こども育成室

新型コロナウイルス感染症に対して一人ひとりができる対策について

令和2年4月7日付けで、政府の新型コロナウイルス感染症に係る「緊急事態宣言」が発令され、兵庫県が緊急事態措置を実施すべき区域となり、新型コロナウイルス感染拡大防止として、人との接触の機会を減らすため、不要不急の外出を避けることや「三つの密」を避けるなどの行動の変容が求められています。私たち一人ひとりが高い意識を持ち、今できることをしっかり実行し、感染防止に努める必要があります。

新型コロナウイルスに関するリーフレットを添付していますので、新型コロナウイルス感染症に対して一人ひとりができる対策について、今一度ご確認いただき、ご家庭でも取り組みをお願いいたします。

なお、各園では感染防止対策に徹底して取り組んでいますが、感染防止の観点から、ご家庭での保育が可能な場合には、登園を自粛いただくようお願いいたします。

◎自分自身や周りの大切な人を守るため、

不要不急の外出と「三つの密」（①換気の悪い密閉空間、②多数が集まる密集場所、

③間近で会話や発声する密接場面）を避けて行動しましょう。

①密閉⇒換気をよくしましょう

②密集⇒人との距離を1～2mあけましょう

③密接⇒咳エチケットを守りましょう

◎日常生活や職場では、人混みや近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、密接した状況で呼気が激しくなるような運動を行うことを避けましょう。

◎感染防止のためには、できる限り頻繁に石けんを使って手洗いしましょう。

◎咳をする際には、咳エチケットにより飛沫を飛ばさないようにし、室内の換気にも気をつけましょう。

◎発熱等の風邪症状が見られたら、保育所も休み、毎日、体温を測定して記録しましょう。